

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成22年度 第1回枚方市環境審議会
開 催 日 時	平成22年 7月 2日(金) 14時02分から 15時31分まで
開 催 場 所	別館4階 特別会議室
出 席 者	会長：浅野委員、副会長：高橋委員 稲森委員、今田委員、川合委員、小杉委員、下野委員、 田中みさ子委員、永嶋委員、西岡委員、弘田委員、増田委員、 松宮委員、丸井委員、峯川委員
欠 席 者	石川委員、柿丸委員、田中隆夫委員、野田委員、三田村委員、 三輪委員、藪本委員
案 件 名	1. 審議案件 (1) 会長及び副会長の選出について (2) 枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（諮問） 2. 報告案件 (1) 平成21年度環境調査結果及び工場・事業場の規制状況について 3. その他
提出された資料等の 名 称	資料1 枚方市環境審議会委員名簿 資料2-1 枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（諮問） 資料2-2 枚方市環境基本計画の改定について 資料2-3 枚方市環境基本計画の取り組み状況について 資料2-4 枚方市環境基本計画 資料2-5 枚方市環境基本条例 資料3 環境データ集 参考資料1 枚方市環境審議会規則 参考資料2 平成22年度第1回枚方市環境審議会配席図 参考資料3 枚方市機構図
決 定 事 項	環境基本計画の改定について、部会を設置した上で、その部会で審議する。 諮問に対する答申の時期を平成22年11月頃とする。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	1人
所管部署 (事務局)	環境保全部 環境総務課

審議内容	
<b>1 開会</b>	
園田環境総務課長：	定刻になりましたので、開会します。 会議に先立ちまして、市長から挨拶します。
市長：	挨拶（挨拶後、退席）
園田課長：	本日の審議会は、委員の委嘱後最初の会議となりますので、委員の方々を紹介します。
各委員：	挨拶
園田課長：	なお、本日の出席委員は、委員定数22名のうち、15名の委員の出席をいただいていますので、枚方市環境審議会規則第4条第2項に基づきまして、本審議会が成立しています。 続きまして、事務局の紹介をします。
西口環境保全部長以下職員：	挨拶
園田課長：	現時点におきましては、委員就任後、初めての審議会であり、会長、副会長が不在の状況にありますので、会長、副会長が選任されますまで、事務局で議事を進めさせていただきます。
<b>2. 議題</b>	
園田課長：	それでは、本日の案件に入ります。 本日の案件は、1. 審議案件として（1）会長及び副会長の選出について、（2）枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（諮問）の2件、2. 報告案件として、（1）平成21年度環境調査結果及び工場・事業所の規制状況についての1件、3. その他となっています。 まず、審議会の会長及び副会長の選任をお願いしたいと思います。枚方市環境審議会規則第3条で選任については、委員の互選によるとされていますが、ご推薦などありますか
委員一同：	（なし）
園田課長：	推薦などがないようですので、事務局から提案させていただきます。 浅野委員を会長に、また高橋委員を副会長にお願いしたいと思います

がいかがでしょうか。

委員一同：（「異議なし」と呼ぶ者あり）

園田課長：ご異議なければ、拍手でもってご承認いただけますでしょうか。

委員一同：（拍手）

園田課長：それでは、会長には浅野委員、副会長には高橋委員にご就任をお願いいたします。浅野会長、高橋副会長にはお手数ですが、会長・副会長席にお移りいただきますようお願いいたします。

（浅野会長、高橋副会長 移動）

園田課長：それでは、ここで代表して、浅野会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

浅野会長：挨拶。

園田課長：それでは、これからの議事進行につきましては、浅野会長をお願いいたします。まず最初に本審議会の会議録の取り扱いについてご審議をお願いいたします。

枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定第8条では、会議録の確定後速やかに、原則として一般の閲覧に供するものと規定されております。

つきましては、審議会終了後、会議録の案を作成し、各委員の確認を得て、正式な会議録として、行政資料コーナー及びホームページの公開が望ましいと考えています。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

浅野会長：今、事務局から説明のありました会議録の取り扱いについてお諮りします。何かご意見はありますか。

委員一同：（意見なしと呼ぶ声あり）

浅野会長：特にありませんので、会議録につきまして、各委員の確認を得て、正式な会議録として、行政資料コーナー及びホームページでの公開するものといたします。

浅野会長：次に、本日の審議案件2の「枚方市環境基本計画について（諮問）」に関しまして、よろしく申し上げます。

園田課長：審議案件2につきまして、枚方市から環境審議会に諮問をさせていただきます。

西口部長：それでは、市長にかわりまして、私のほうからこの諮問書をお渡しさせていただきますしたいと思います。よろしく願いいたします。

（諮問書を朗読し、浅野会長に諮問書を渡す）

浅野会長：それでは、ただ今お受けした諮問について、事務局から説明をお願いします。

東原環境総務課長代理：諮問内容（資料2-1）の説明。

浅野会長：ただいまの説明について、ご意見はございますか。

委員一同： (なし)

浅野会長： ご意見もないようですので、引き続きまして、「枚方市環境基本計画の取り組み状況」につきまして、事務局から説明をお願いします。

東原課長代理： 「枚方市環境基本計画の取り組み状況について」（資料2-3）の説明。

浅野会長： ただ今の説明について、何か質問、意見等ありませんか。

増田委員： 基本計画の取り組みの状況について質問します。実績を書いています、達成度というものがよく見えません。また、達成度が見えにくいものもあります。グラフがついていてわかりやすい実績もありますが、たとえば、生態系や水環境といった項目について取り組んだ事業の実績、指標、実態を知りたいと思います。見えにくいですが、実は、次の基本計画を作る参考資料として見ながら、私たちも勉強していかなければと思います。

園田課長： これから議論を始めるにあたり、その第一段階として概略を説明させていただきました。ですから、あとは個別課題のところで議論していただければと思います。

浅野会長： 今、増田委員の方からいい方向性が示されたと思います。ほかにありませんか。

永嶋委員： 改めてこうやって紹介してもらいましたが、環境といっても範囲が広いなと思いました。自然や生活環境、そして文化も入っているので、広い内容が盛り込まれていることがわかりました。しかし、全般に目配りができるのかと感じています。

そこで、このような分野について、ほかに重複して議論をしている審議会、つまり、環境審議会以外にこのようなテーマを扱っている審議会というものはあるのでしょうか。

園田課長： 資料2-2の図をご覧ください。ここに、枚方市総合計画という大きな計画があり、そのあとに分野別の計画があり、環境についての基本的な計画が環境基本計画ということになります。また、環境の中でも、廃棄物であれば、廃棄物問題について取り扱う審議会があり、それぞれの分野のものを審議しています。環境については分野が広いですが、基本的な線として環境基本計画を立てていくとご理解ください。

永嶋委員： 守るべき基準があって、それが達成できていないというのなら、なぜ達成できないのかを考え、どうしたら達成できるのかという方法論を論じていけばいいのですが、なかなか目に見えてこない文化やまちづくりなどの問題について、どのような議論ができるのか、疑問です。このあたり、この審議会でどのような期待をされているのでしょうか。

園田課長： 例えば、資料2-3の17ページに歴史的文化的環境という大きなテーマがありますが、これについても、枚方市総合計画の中できちんと位置づけられており、個々の分野別計画を策定し、事業が展開されています。この分野別計画とも内容が整合するように踏まえて、環境基本計画を策定してい

きます。歴史的文化的環境について環境審議会で論議するのではなく、流れや方向性をこの環境審議会で議論していただくこととなります。

浅野会長： 永嶋委員としては、17ページの歴史的文化的環境について、市がどうい  
うことをしていくのが大事で、そのための目標をどのように設定し、推  
進していくのかといった、この広い環境の分野をすべて我々が論議するの  
ですか。どこからこんな話がきたのですか、我々が何をすればいいのです  
かという趣旨でご質問されたと思うのですが。

園田課長： 大きな話です。今後10年間、環境についてどうしていくかというこ  
とですが、市では事業を進めていくには、事業計画を立て、案を作成し、その  
上で、予算付けをするといったように順番があります。ですから、こうい  
った具体的な施策を全部環境基本計画に入れていくのは困難なことです。

もう一つ、この環境基本計画は、枚方市環境基本条例に基づいて作成し  
ますので、条例にうたっている「環境」は、「まちなみ」など広く分野が  
またがっています。またがっている施策については、それぞれの担当で関  
係する施策を進行管理していきます。こういうことを環境基本計画の中  
に入れ込むことによって、枚方市の全体の環境について一定の流れをきちん  
とさせていくということになります。

永嶋委員のおっしゃった個別の具体的な施策をこの環境基本計画に盛り  
込んでいくことについては、予算付けの踏み込みもあり、困難だと思います。

西岡委員： p23の「すべての主体の参加」ですが、子どもたちのために環境をちゃ  
んとしていこうと、われわれがこうして議論していくという訳ですが、枚  
方市では「環境教育」ということに取り組んでいますよね。これは大変い  
いことだと思います。やはり、将来を担う小さな子どもたちが環境につ  
いて、どうやったらいいのかを教える、つまり環境教育についてももっと力  
を入れてもらっていただきたいと思います。やはり、大人の世代では難し  
いことです。

それと、私は工業会から代表として出席し、ものづくりをしているので  
すが、「環境」、「環境」というと、大変規制が厳しい。会社の経営も厳  
しい。そんな中で、大きな損失も出てきます。

いろいろ環境をよくしようと思うと、環境についてお金がかかりますの  
で、そのあたりがものづくりのジレンマとなっています。しかし、この先、  
環境について取り組まないといけませんし、事業に対しての地下水などの  
規制もありますが、世の中の社会的なことですから、頑張っていきたいと  
思います。

浅野会長： 委員の皆さん、広い環境の分野で、それぞれのご興味のあるところに質  
問があろうかと思いますが、諮問を受けました新しい環境基本計画策定の  
話題に入りたいと思います。このメンバー全員で集まって、11月に完成を

めざすのは難しいと思います。

それで、このメンバーの中から、特別委員を指名して、11月という目標に向かって、集中的に審議していただき、その議論の結果を全体の審議会に諮り、意見や質問が出たものを生かして、よりよい環境基本計画を作っていたらと思うのですが、いかがでしょうか。

委員一同： （「異議なし」と呼ぶ者あり）

浅野会長： それでは、私が提案しました環境基本計画の改定について審議していただく部会の設置は、枚方市環境審議会規則第5条第1項によるものでして、その委員は、規則第5条第2項によりまして、審議会の会長が指名することになっています。

僭越ながら、私の方から委員を指名させていただきます。

稲森郁子委員、今田 晃委員、下野辰久委員、田中隆夫委員、田中みさ子委員、野田奏栄委員、増田啓子委員、丸井晶子委員、三輪信哉委員にお願いしたいのですが、お引き受け願えますでしょうか。

委員一同： （了承）

浅野会長： ありがとうございます。それでは、環境基本計画部会として、これらの委員の皆さんで検討を進めてまいります。

浅野会長： それでは、続きまして、報告案件1の「平成21年度環境調査結果及び工場・事業場の規制状況」についてですが、西岡委員のものづくりにも関係することですので、事務局から説明してください。

大倉環境公害課長： 報告案件については、環境公害課から報告します。説明しますのは、公害監視センター監視指導グループの喜多課長代理です。

喜多環境公害課課長代理： 「平成21年度環境調査結果及び工場・事業場の規制状況」について、資料3の環境データ集をもとに説明。

浅野会長： ただいまの説明について、さきほどの審議案件も含めましてでもいいですが、何かご意見・ご質問はありますか。どなたからでもどうぞ。

田中みさ子委員： 環境基準が達成できなかった理由は何ですか。たとえば、水質であれば、あとの方で工場が原因などわかるのですが。

大倉課長： 基準を達成できなかった項目についてその原因はというご質問ですが、大気汚染であれば、浮遊粒子状物質の短期的評価と光化学オキシダントが基準を達成できていません。浮遊粒子状物質は3月に全国的に黄砂が観測された影響で達成できなかったことが原因です。また、光化学オキシダントについては、全国的に調査地点1,178カ所のうち、千葉県のみ1カ所だけしか達成できなかったことがわかっています。これについては要因がさまざまありますが、枚方市1市のみでなかなか解決できない問題です。あるいは、大陸から汚染物質が流れてくるということも最近では言われており、達成はなかなか難しいと考えます。

次に、河川の問題ですが、資料の24ページの中ほど表2-2に環境基準点

におけるBODの環境基準達成状況のところ、一番下の天野川は基準を達成していますが、船橋川、穂谷川では達成できていません。ちょうど、25ページ右下に、図2-2環境基準点でのBODの推移と環境基準との比較というグラフがありますが、一番下の点線が環境基準となります。昭和60年代の天野川は約20mg/Lのように大幅に数値が高かったのですが、年々下がりがあって平成20年度から基準を達成しました。

ところが、穂谷川はもっと汚れがひどく、約30mg/Lだったのが、徐々に下がってきましたが、それでもいま一步というところです。また、船橋川については、昭和60年ころから下水道が整備されていた地域ですが、ほとんど横ばいで、少しは下がっていますが基準を達成できていないという状況です。

なかなか原因を追究することは難しいですが、下水道の普及によってかなりよくなったことは言えます。しかし、それだけでは、なかなか良くなりきれないことがあります。

生駒から水が流れてくる自然流量が多い天野川では、下水道が整備されて、効果はかなり上がってきたことがわかりますが、穂谷川や船橋川は市内のみの狭い流域の河川であることから自然流量も少なく、下水道の整備が効果として表れにくい河川となっています。対策が遅れているとかいったような原因ではありません。

経年的に見てみると、下がりつつあるので、数年で達成できるのではないかと見込んでいますが…。

次に騒音ですが、43ページをご覧ください。一般基準については、達成できています。しかし、交通量の多い路線に隣接した道路については、騒音の基準が達成できませんでした。

田中みさ子委員：結局、水質にしても騒音にしても、改善するために何をすればいいのか、それを考えなければならないということですね。

弘田委員： 水質のデータですが、川自体の管理は大阪府ですよ。すると、水質のデータは大阪府の環境白書からのものか、それとも市が独自で測定されたものか、どちらですか。

大倉課長： 市の測定データです。ただ、大阪府が策定している河川水質の測定計画に基づき、枚方市でもこういう測定をすると計画を立て、大阪府からデータを出してもよいということで、それに基づいて測定しています。

弘田委員： このデータは公開されると思うのですが、この点について、大阪府は了解をしているのですか。

大倉課長： 枚方市の環境データとして作成していますので、枚方市で公表をしています。

増田委員： 35ページの地下水のところですが、枚方市では、今回の測定で基準値を上回るところはなかったのでしょうか。

大倉課長： 21年度に行った概況調査については問題がなかったということですが、汚染されていた井戸があった地域は汚染井戸周辺地区調査として、原因を調査します。その後、汚染された井戸を監視していく必要があるため、継続監視調査を行っています。38ページからデータがありますが、これが過去に汚染された井戸周辺地域を継続して監視しているということになります。

増田委員： では、今年度は全部クリアしたということですが、なぜクリアしたのか、その原因はわかりますか。

大倉課長： データを見ていただくと、クリアしていない箇所もあります。

増田委員： 経年的な変化を監視しているならば、原因を追究しながら改善にもっていくことができるかと思います。そしてクリアした箇所があれば、クリアできたところをチェックして行ってほしいと思います。

もう一点は、香里局が大気汚染測定局から外れた理由ですが、これは、枚方市役所と近いからという理由だけですか。

大倉課長： 場所的に近いこともありますが、データを比較して、それほど変わらないことが検証してわかりました。

増田委員： 経年的に見てみると、市役所は最初高く、だんだんと香里局に近づいていき、最近は同じになってきたということですか。

大倉課長： そうです。一般的な傾向ですが、過去においては、自動車排出局と一般局の間には、かなり差があり、一般局でも自動車が多い道路に近いところとそうでないところとの差がありました。しかし、最近では自動車の燃料の改善、自動車そのものの改善などで、自動車による大気汚染の影響が相対的に下がってきたのかなということ、自動車排出ガス局も一般局もあまり変わらない値になってきています。

増田委員： もしかしたら予算軽減かなと思ったもので。

大倉課長： 予算の問題ではなく、最近のデータで一般局のデータが把握できるということを検証した結果、値が下がってきていることが判明したため、廃止となりました。

今田委員： 土壌汚染の常時監視の予定はあるのですか。

大倉課長： 一般環境的な土壌汚染の結果はありませんが、ダイオキシン類については42ページに示していますように、調査をしています。

今田委員： なぜ限定されているのですか。土壌汚染については、いろいろな項目があると思うのですが、わからないのですか。

増石環境公害課課長代理： 土壌汚染については、工場や事業場の私有地であることが多く、データを公表していません。

浅野会長： では、測っていないということですか。載っていないということは、測っていないということとは違いますから。

喜多課長代理： 今年4月から、土壌汚染対策法が改正され、規制が強化されました。そ



れで発見するきっかけ、機会を増やして、国の方でもいろんなことをしています。それに基づきまして、一定規模の土地の形質変更を行う時には調査が必要であったり、有害物質を使っているところであれば、調査しなさいと命令をかけたりのようになっていきます。

ですから、一般環境的な概況調査で土壌がどうなっているのかといった調査はしていません。法律で十分対応できているということです。

今田委員： 企業の意識に入ってくるのだろうか、どのようにされているのかなあと思ひまして。なかなか難しいのではないのでしょうか。

稲森委員： お願いなのですが、今、取り組み状況を報告していただいたのですが、この中に生態系の自然環境調査や廃棄物の平成21年度分の排出量などのデータも併せてつけてもらえると、今から環境基本計画のことで議論をいろいろしていきますので、この資料をもう少し充実して行って、この1冊をいつも持っていればいろいろなことがわかるというようになると思うのですが、いかがでしょうか。

大倉課長： 本日審議会で環境データ集を説明したのですが、これは環境公害課が環境情報を調査した結果の報告ですので、他の課の結果などは…。

園田課長： 今おっしゃった、大気質、自然環境など環境基本計画で計画を立てている分野別の調査結果等は、別途、環境白書「ひらかたの環境」を作成し、発行します。現在編集途中で8月をめどに審議会の方でも報告していきたいと思っています。

稲森委員： 8月ですか。早く欲しいです。

浅野会長： 白書については審議会でも報告いただいて、また意見をいただく機会もあることだそうです。ほかにございませんか。

永嶋委員： 環境データ集のタイトルが、環境調査結果及び工場・事業場の規制状況なのですが、中身としては、改善の状況といった内容ですか。

大倉課長： 改善状況だけでなく、50ページから規制のかかる大きな事業場の状況を掲載しています。

永嶋委員： 枚方市内で違反しているとか問題が起こる事業場はありませんか。

大倉課長： 排水で基準を超えている工場はありますが、こちらからの改善の指示に対しては対応していただいているので、改善指示を聞かないという事業場はありません。

稲森委員： アスベストのことなのですが、調査は枚方市役所1か所となっています。しかし、アスベストを使っている施設というのは、枚方市役所だけでなく、ほかにもいくつかあると思います。そういうところがあるのかどうか、枚方市では把握しているのでしょうか。また、把握しているのならば、どれくらいあるのですか。また、市としてこれからどうしていこうとお考えですか。

大倉課長： 現在は、枚方市役所局1か所ですが、過去には何か所も調査したことが

あります。その結果、どこの場所でもあまり濃度においても変わらないことが判明したため、今は、代表して枚方市役所の監視を続けています。

浅野会長： ほかにありませんか。

ご質問、ご意見等なければ、引き続き、その他案件にうつります。

園田課長： その他案件ですが、特にございませんが、事務連絡としまして、この後、部会の日程調整をさせていただきたいと思いますので、環境基本計画部会にあたっておられます委員の皆さんは、恐れ入りますが、この場に残っていただきますようお願いいたします。

### 3 閉会

浅野会長： それでは、時間もまいりましたので、本日はこれで閉会します。  
ありがとうございました。